

最高裁平成28年3月1日判決の政策的意義

岩村 正彦*

最高裁第三小法廷平成28年3月1日判決（裁判所時報1647号1頁）は、精神上の障害による成人の責任無能力者の不法行為について、民法714条が定める法定の監督義務者およびそれに準ずべき者の損害賠償責任を論じ、一般論を提示した初めての最高裁判決である。本判決で最高裁は、第1に、一般論として、本件事故が発生した2007年当時の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（以下「精神保健福祉法という）の保護者と成年後見人、さらに同居の配偶者が法定の監督義務者に該当しないと判示し、第2に、精神障害者に関して、ある者がその法定の監督義務者に準ずべき者に該当するかを判断する際の考慮要素と検討の視点についての一般論を示している。

本判決が、精神障害による成人の責任無能力者の配偶者および成年後見人は、民法714条1項の法定の監督義務者に該当しないとした点は、1999年の精神保健福祉法改正による保護者の自傷他害防止監督義務の撤廃に沿った解釈であり、2013年の同法改正による保護者制度の廃止とも整合的である。この限りで、最高裁は、精神保健福祉政策の展開を追認したといる。

ところが、最高裁は、「法定の監督義務者に該当しない者であっても、責任無能力者との身分関係や日常生活における接触状況に照らし、第三者に対する加害行為の防止に向けてその者が当該責任無能力者の監督を現に行いその態様が単なる事実上の監督を超えているなどその監督義務を引き受けたとみるべき特段の事情が認められる場合には、衡平の見地から法定の監督義務を負う者と同視してその者に対し民法714条にもとづく損害賠

償責任を問うことができる」ということを本判決で初めて判示した。本判決によれば、特段の事情の存在という例外的場合であるとはいえ、認知症の高齢者や精神障害者を在宅で世話をする配偶者や親族等が第三者に対して損害賠償責任を負うことがあることとなり、上述の精神保健福祉政策の進展とは相容れないところが大きい。本判決を受けて、精神障害者の親族等の義務を精神保健福祉政策の枠の中でどう考えるかについて改めて議論をする必要が生じたといえよう。

また、本判決によれば、介護保険・医療保険や障害者総合支援制度による地域包括ケア等のシステムによって、配偶者や同居の親族（または近隣に住居のある親族）が各種介護等のサービスを利用しつつ、認知症高齢者等を世話していると、責任能力のない本人の加害行為について、法定の監督義務者に準ずべき者として監督責任を追及されかねない。つまり、家族・親族としての責任を自覚し、本人のためを思って地域包括ケア等のシステムによる介護・看護・医療サービスを活用して居宅で世話をしていると、本人が第三者に加害行為を行ったときには民法714条1項の責任を問われる事態に直面する可能性があるのである。これでは、地域包括ケア等のサービスは利用しない方が利口であるということになりかねない。この点で本判決は高齢者の介護・医療政策、障害者の地域支援政策にマイナスの影響を与える恐れがある。

もちろん、最高裁が採用しうる地域包括ケア等と整合する解釈を模索することは必要である。他方で、一つには、責任能力のない成人が第三者に対する問題行動によって損害を引き起こさないよ

* 東京大学大学院法学政治学研究所 教授

うするケア手法の開発・工夫とその普及が求められよう。今ひとつには、責任能力のない成人の加害行為によって第三者に対する損害が生じてしまった場合に、どのような制度が介在して被害者の損害の填補を行っているかの全体的体系を確認

し、その結果として、制度の隙間の存在が判明すれば、それを埋める仕組みの設計と導入を行うことが必要である。

(いわむら・まさひこ)